

令和4年度 児童福祉施設等の指導監査等実績

1 3月末時点の実施状況

区 分	指導監査等対象件数 (R4.4.1 時点)	実 績 (R5.3.31 時点)
保育所	63	62
保育所型認定こども園	1	1
幼保連携型認定こども園	13	13
母子生活支援施設	1	1
小規模保育事業 A 型	46	37
認可外保育施設 (休止施設(4件)を除く)	60	29

2 指摘件数等内訳

事業区分		指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
保育所、保育所型認定こども園、 母子生活支援施設		64	12	49
施設運営 管理体制	利用定員		0	0
	運営管理		1	3
	職員の配置状況		1	1
	諸規程等の整備状況		2	12
	財務管理の状況		1	6
職員確保 と職員処 遇の充実	労務管理		0	13
	職員の健康診断		0	12
	職員の確保及び資質向上		0	0
防災対策の 充実強化	非常災害対策の状況		2	33
入所者処 遇の充実	保育の計画及び評価		9	18
	健康及び安全		0	5
	サービスの質の向上		1	0
	秘密保持等		0	0
	その他		0	0
	食事		0	19
	食事に関する衛生管理		0	0
入所者の生活 環境等の整備	衛生管理等		0	0
指摘件数合計			17	122

※ 文書指摘件数及びその他指導助言件数については、点検項目ごとに集計したもの。以降同じ。

事業区分		指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
幼保連携型認定こども園		13	2	7
教育・保 育環境の 整備	設備基準		0	2
	学級編成		0	0
	教育・保育を行う期間・時間		0	0
	職員配置		0	0
	諸規程等の整備状況		1	2
	職員の確保・定着促進及び資質向上		0	5
教育・保 育内容	目標・全体的な計画		0	1
	指導計画・記録		1	1
	指導要録		0	0
	サービスの質の向上		0	0
	保護者に対する支援、子育て支援		0	0
健康・安 全・給食	健康の保持増進		0	1
	事故防止・安全対策		0	8
	給食の適切かつ衛生的な提供		0	4
指摘件数合計			2	24

事業区分	指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
小規模保育事業 A 型	37	14	29
利用定員		0	0
運営管理		2	0
職員の配置状況		8	5
重要事項に関する規定		0	4
会計		0	6
労務管理		1	11
職員の健康診断		2	5
職員の知識及び技能の向上等		0	4
非常災害対策		1	10
保育の計画及び評価		4	8
健康及び安全		1	3
苦情への対応		2	0
個人情報の保護		0	0
その他		0	0
食事		0	12
食事に関する衛生管理		0	0
衛生管理等		0	0
指摘件数合計		21	68

事業区分	指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
認可外保育施設	29	10	17
保育に従事する者の数及び資格		3	3
保育室等の構造設備及び面積		1	0
非常災害に対する措置		1	8
保育室を 2 階以上に設ける場合の条件		1	0
保育内容		1	1
給食		0	0
健康管理・安全確保		2	10
利用者への情報提供		0	5
備える帳簿等		2	2
指摘件数合計		11	29

3 具体的指摘事項の代表事例（文書指摘事項のみ）

(1) 保育所、保育所型認定こども園、母子生活支援施設

- 運営管理
 - ・ 施設の認可事項に変更がある場合は、保育企画課に変更の届出を行うこと。
- 非常災害対策の状況
 - ・ 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定めるとともに関係機関への連絡体制を整備すること。また、定期的に、非常災害指針及び連絡体制を入所乳幼児又はその家族に周知すること。
- 保育の計画及び評価
 - ・ 障害のある子どもの個別指導計画を、月の指導計画の中に位置付けて作成すること。
 - ・ 保育の内容等については、保育士等の自己評価結果を踏まえ、職員相互の話し合いを通じた評価（保育所の自己評価）を行うこと。なお、自己評価にあたっては、適切に評価の観点や項目等を設定するとともに、全職員による共通理解の下で行い、保育実践の改善に努めること。

(2) 幼保連携型認定こども園

- 指導計画・記録
 - ・ 障害のある園児の指導に当たっては、指導についての計画又は支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
 - ・ 教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること。

(3) 小規模保育事業 A 型

- 職員の配置状況
 - ・ 時間単位での保育士配置基準を満たすこと。
- 職員の健康診断
 - ・ 職員の定期健康診断（1年以内ごとに1回）については、対象職員において漏れなく実施し、その記録を5年間保存すること。
- 保育の計画及び評価
 - ・ 保育所の保育方針や目標及び、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が計画的に構成され、かつ保育所での生活全体を通じて総合的に展開されるように、「全体的な計画」を作成すること。（計画の作成にあたっては、子どもや家庭の状況、地域の実態等を考慮した長期的見通しを立てるとともに、当該計画に基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、保育所が創意工夫して保育を行うことができる内容とすること。）
 - ・ 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

- ・ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。
 - ・ 保育の内容等については、保育士等の自己評価結果を踏まえ、職員相互の話し合いを通じた評価（保育所の自己評価）を行うこと。なお、自己評価にあたっては、適切に評価の観点や項目等を設定するとともに、全職員による共通理解の下で行い、保育実践の改善に努めること。
- 苦情への対応
- ・ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置すること。

(4) 認可外保育施設

- 保育に従事する者の数及び資格
- ・ 常時「認可外保育施設指導監督基準」に定める保育従事者の配置基準を満たすこと。
 - ・ 総乳幼児数に対して必要となる保育に従事する者の数の内、3分の1以上は有資格者（保育士、看護師又は准看護師）を配置すること。
- 保育室の構造設備及び面積
- ・ 保育室の面積は、入所乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保すること。
- 健康管理・安全確保
- ・ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- 備える帳簿等
- ・ 届出事項に変更を生じた場合、変更の日から1月以内に市（保育企画課）に届け出ること。